

ジョイフル本田カードポイント規約

第1条（本規約の目的）

ジョイフル本田カードポイント規約（以下「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社ジョイフル本田（以下「ジョイフル本田」といいます。）が提携して発行するジョイフル本田カード（「ジョイフル本田 JCB カード」「ジョイフル本田プロ JCB カード」「ジョイフル本田グリーン JCB カード」の3種類（以下総称して「本カード等」といいます。）利用に応じ、当社が本カード等の会員（以下「会員」といいます。）に対して提供する JJ ポイント（ジョイフル・ジャックスポイント）（以下「本ポイント」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員の本カード等によるカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社がポイントを付与する制度です。
- 2.会員の本カード等利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別途提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
- 3.会員が本ポイントサービス以外に当社が別途提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。
- 4.国内・海外でのショッピング利用は本ポイントの付与対象となりますが、キャッシングサービス、カード年会費は本ポイントの付与対象外となります。

【表 A】ジョイフル本田のご利用でのポイント

店頭での利用方法	ポイント換算率
(1)1回払・2回払、 ボーナス1回払、 スキップ1回払	月間のショッピング利用合計金額 200 円 ごとに 2 ポイント付与。 ※200 円未満は切り捨てとなります。
(2)リボルビング払、 3回以上の分割払	月間のショッピング利用合計金額 200 円 ごとに 3 ポイント付与。 ※200 円未満は切り捨てとなります。

※(1)のスキップ1回払は、「ジョイフル本田グリーン JCB カード」、「ジョイフル本田プロ JCB カード」のみ取扱可能です。

※(2)の3回以上の分割払は、ファッションクルーズニューポートひたちなかでのみご利用可能です。

※ファッションクルーズニューポートひたちなかの一部店舗につきましては、表 B の適用となります。

【表 B】ジョイフル本田以外のご利用でのポイント

店頭での利用方法	ポイント換算率
(1)1回払・2回払、 ボーナス1回払、 スキップ1回払	月間のショッピング利用合計金額 200 円 ごとに 1 ポイント付与。 ※200 円未満は切り捨てとなります。
(2)リボルビング払、 3回以上の分割払	月間のショッピング利用合計金額 200 円 ごとに 3 ポイント付与。 ※200 円未満は切り捨てとなります。

※リボ変更サービスを利用した場合は、リボ変更サービス利用前に既にポイントが付与されている場合または請求金額確定後にリボ変更サービスを利用した場合には、店頭でご指定いただいたご利用方法に基づきポイント換算されます。

第3条（本ポイントの有効期間）

- 1.本ポイントの有効期間は、各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して12ヶ月後の末日とします。
- 2.本ポイントの有効期間内に第4条、第5条の定めによってポイント還元がなされなかった場合、当該有効期間を経過したポイントは自動的に失効するものとし、他の有効期間内のポイントに繰り入れたり、本ポイントの有効期間を延長することはできないものとしします。

第4条（本ポイントの還元）

当社は、各有効期間内の獲得ポイント数に応じて、会員からジャックス Web 会員サービス「インターコムクラブ」（以下「インターコムクラブ」といいます。）のポイント引き換え画面にて申請を受け、ポイント引き換え画面掲載の商品に引き換えすることにより、本ポイントの還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、有効期間の満了日が近いポイントから順次差し引くことにより行うものとしします。

第5条（本ポイントの還元条件）

前条に定める本ポイントの還元は、次の条件をすべて満たした場合に行われるものとしします。

- 1.有効期間内の累計ポイントがポイント引き換え画面掲載の引き換えに必要なポイント以上であること
- 2.当社が本ポイントの還元を行う時点で、会員が本カード等の会員資格を有していること

第6条（本ポイントの通知）

当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効なポイント数並びに有効期間等を、当該会員に対して郵送する「ご利用代金明細書」またはインターコムクラブのご利用代金明細「WEB 明細サービス」（以下総称して「ご利用代金明細書等」といいます。）により通知するものとしします。

第7条（本ポイントによる還元商品の返還）

本ポイントによる還元商品（以下「還元商品」といいます。）受け渡し後、第5条に規定する本ポイントの還元条件を満たしていないことが判明した場合には、会員は当社の請求に基づき直ちに当社に対して、還元商品の返還または還元商品に相当する金額を支払うものとしします。

第8条（公租公課）

本ポイントサービスにより、還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとしします。

第9条（権利の喪失およびサービス停止等）

- 1.会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとしします。
- 2.会員が第7条に該当した場合には、当社は会員に通知することなく付与を中止し、既に付与されているポイントを失効させることができるものとしします。

第10条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第11条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、還元商品および還元申請資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとしします。

第12条（変更・中止・終了等）

- 1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし

す。

2.前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

第 13 条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本の法律が適用されるものとします。